

防経施第3977号
24.3.28
一部改正 防官文(事)第18号
27.10.1
一部改正 防整施(事)第380号
28.10.11
一部改正 防整施(事)第407号
30.11.30
一部改正 防整施(事)第264号
令和6年6月27日

経理装備局長
地方協力局長
施設等機関の長
各幕僚長 殿
情報本部長
技術研究本部長
装備施設本部長
各地方防衛局長

事務次官

中央施設整備調査チーム及び地方施設整備調査チーム
の設置について(通達)

標記について、別紙のとおり定められたので、遺漏のないよう措置されたい。

添付書類：別紙

中央施設整備調査チーム及び地方施設整備調査チーム設置要綱

(設置)

第1 東日本大震災及び平成28年熊本地震に際して得られた教訓を踏まえ、地震、大雨その他の災害等により被災した自衛隊施設（自衛隊の用に供する土地、建物、立木その他土地に定着する物件をいう。以下同じ。）について技術支援等を迅速かつ適確に実施し、もって当該自衛隊施設の早期復旧を図るため、防衛省に中央施設整備調査チーム及び地方施設整備調査チームを設置する。

(役割)

第2 中央施設整備調査チームは、防衛省本省の内部部局に設置され、地方施設整備調査チームの業務を支援するとともに被災した自衛隊施設を管理する部隊等（防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部並びに陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関、情報本部、防衛監察本部並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）に対して技術支援等を行う。

2 地方施設整備調査チームは、地方防衛局及び地方防衛支局（東海防衛支局及び長崎防衛支局を除く。以下「地方防衛局等」という。）に設置され、その管轄区域において被災した自衛隊施設を管理する部隊等に対して技術支援等を行う。

(中央施設整備調査チーム)

第3 中央施設整備調査チームの構成は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------|---|
| (1) 中央チーム長 | 整備計画局長 |
| (2) 中央チーム長代理 | 大臣官房施設監 |
| (3) 中央副チーム長 | 整備計画局施設計画課長
整備計画局建設制度官
整備計画局施設整備官 |

- (4) 中央チーム員 中央副チーム長がそれぞれ指名する者
- 2 中央チーム長は、中央施設整備調査チームの事務を総括整理する。
- 3 中央チーム長代理は、中央チーム長を補佐し、中央チーム長が不在の場合又は中央チーム長から指示があった場合は、その職務を代行する。
- 4 中央副チーム長は、中央チーム長を補佐する。
- 5 中央施設整備調査チームに関する庶務は、整備計画局施設計画課施設政策室において処理する。

(地方施設整備調査チーム)

第4 地方施設整備調査チームの構成は次のとおりとする。

- (1) 地方チーム長 地方防衛局長又は地方防衛支局長（東海防衛支局長及び長崎防衛支局長を除く。）
- (2) 地方チーム員 地方チーム長が指名する者
- 2 地方チーム長は、地方施設整備調査チームの事務を総括整理する。

(業務)

第5 中央施設整備調査チームは、関係機関と協力して、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 地方施設整備調査チームの支援
- (2) 被災した自衛隊施設への中央チーム員の派遣及び当該自衛隊施設の調査
- (3) 被災した自衛隊施設に関する情報の収集及び整理
- 2 地方施設整備調査チームは、次の各号に掲げる業務を行うものとする。
- (1) 被災した自衛隊施設への地方チーム員の派遣及び当該自衛隊施設の調査
- (2) 被災した自衛隊施設に関する情報の収集及び中央施設整備調査チームに対する情報提供

(要請)

第6 部隊等は、自衛隊施設が被災した場合には、当該自衛隊施設を管轄する地方防衛局等の地方施設整備調査チーム又は中央施設整備調査チームに対し、その早期復旧に必要な技術支援等を要請することができる。

(関係機関の協力)

第7 防衛省本省の内部部局、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部等は、中央施設整備調査チーム及び地方施設整備調査チームの迅速かつ適確な活動が確保できるよう、緊密に協力しなければならない。

(訓練)

第8 中央チーム長及び地方チーム長は、それぞれ中央チーム員及び地方チーム員の意識、知識及び技能の向上を図る観点から、技術支援等に係る訓練の実施に努めるものとする。

(委任規定)

第9 この要綱の実施に関し必要な細部事項は、整備計画局長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年3月28日から施行する。
- 2 この要綱は、その実施状況に照らして、適宜見直しを行うものとする。